

## 第 6 審 査

### 1 不利益処分についての審査請求

令和4年度においては、新たな審査請求が1件あり、前年度から繰り越した1件と合わせた2件について処理を行った結果、年度末における係属事案はない。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事案名	請求年月日 (請求人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
委託	懲戒免職修正 請求事案	R2. 8. 24 (1)	個人情報流出	書面審理	R4. 5. 16	処分承認
県	懲戒免職修正 請求事案	R4. 7. 27 (1)	道路交通法違反	書面審理	R5. 3. 29	処分承認

### 2 勤務条件に関する措置要求

令和4年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属している事案もない。

### 3 公務災害補償の実施についての審査請求

令和4年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

### 4 職員の苦情の処理

令和4年度においては、23件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	パワハラ・ セクハラ等	計
県	2		3		1	5	11
委託	2	2	3			5	12

### 5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和4年度においては、一般の退職手当等の全部を支給しない処分について意見聴取の申出が1件あり、元職員は、職員の退職手当に関する条例第14条第1項第3号に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたとは認めがたいことから、当該処分を行うことは適当ではないと考える旨の意見を述べた。